

ホームページへの掲載が必要な施設基準等と掲示事項

当院は中国四国厚生局の指定を受けた保険医療機関です。

■外来診療

- 診療日及び診療時間

月～金曜(午前 9:00～12:00 / 午後 14:00～17:00)

土曜(午前 9:00～12:00 / 午後 休診)

- 休診日

日曜・祝日

- 診療科

内科(消化器・呼吸器・循環器)、外科、肛門外科、整形外科、皮膚科
リハビリテーション科

■入院病床について

- 全病床数:90 床

■2 階病棟

- 病床数:38 床

入院基本料:地域包括ケア病棟入院料 1

<2 交代制>

9:00～18:00 まで

18:00～9:00 まで

■3・4 階病棟

- 病床数:52 床

入院基本料:療養病棟入院基本料1

<2 交代制>

9:00～18:00 まで

18:00～9:00 まで

■入院費用

●入院日数

法令により、入院期間には入院日及び退院日を含みます。

(例:3泊4日の場合は、4日と計算します)

●入院費の計算

入院費は、医療費と食事にかかる費用の自己負担額に

特別室料・文書料(診断書等)などを合計した金額となります。

■特別の療養環境の提供に関する事項

当院における差額病床料金は以下のとおりです(表示料金は消費税込の1日金額となります)

●2階病棟(個室:2床、2人室:16床)

料金:2,200円(8室)203,205,207,210,212,213,215,217号室

4,195円(2室)208,216号室

●3・4階病棟(個室:6床、2人室:18床)

料金:2,200円(9室)308,310,311,313,401,405,408,410,411号室

3,200円(3室)303,306,402号室

4,195円(3室)305,312,406号室

利用状況によってはご希望に添えない場合がございます

■食事サービスに関する事項

- 入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食は午後6時以降)、適温で提供しています。

- 食堂でお食事が可能な方には、食堂における食事の提供をしています。

- 一般食と治療食(糖尿病食、腎臓病食など)があり、医師の指示のもと患者様の病状に合わせて適切なお食事を提供しています。

●入院時食事療養の標準負担額（令和6年6月改定）

①	以下のいずれにも該当しない一般の方	一食につき 490 円
②	指定難病患者の方	一食につき 280 円
③	市町村民非課税の世帯に属する方	一食につき 230 円
④	市町村民非課税の世帯に属する方で、過去一年間の入院日数が90日を超えている方	一食につき 180 円
⑤	市町村民非課税の世帯に属する方で、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方	一食につき 110 円

●入院時生活療養費・生活療養標準負担額

	療養病棟に入院の65歳以上の方の居住費	一日につき 370 円
--	---------------------	-------------

詳しくは窓口にお問合せください。

■実費負担に関するお願い

当院では以下の項目について実費の負担をお願いしています

- 文書料各種:1枚につき 214～8,800 円(税込)
- パット、紙おむつ各種:1枚につき 159～310 円(税込)
- 理髪代:1回につき 2,700～3,600 円(税込)

詳しくは窓口にお問合せください。